

産業廃棄物処理計画書

2024年6月3日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市奥野谷浜野 6170-59

氏 名 神栖バイオマス発電所合同会社

S P C 運営業務受託者

バイオ燃料株式会社

神栖事業所長 平沼 喜一

電話番号 0299-94-7733

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	神栖バイオマス発電所合同会社 神栖バイオマス発電所
事業場の所在地	茨城県神栖市奥野谷浜野 6170-59
計画期間	2024年4月1日 ~ 2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	33 電気業																		
② 事業の規模	発電出力 50,000.0kw ※2023年10月2日運転開始																		
③ 従業員数	22名 (発電所構内従事者)																		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="0"> <tr> <td>燃え殻</td> <td>→ 中間処理業者へ委託、造粒固化・リサイクル・破碎</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>→ 中間処理業者へ委託、造粒固化・リサイクル・破碎</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>→ 中間処理業者へ委託、焼却・破碎・圧縮</td> </tr> <tr> <td>混廃</td> <td>→ 中間処理業者へ委託、焼却・破碎・圧縮</td> </tr> <tr> <td>廃油</td> <td>→ 中間処理業者へ委託、蒸留</td> </tr> <tr> <td>油ウエス</td> <td>→ 中間処理業者へ委託、蒸留</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>→ 中間処理業者へ委託、破碎・選別・圧縮・破碎分離・減容固化</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>→ 中間処理業者へ委託、破碎・選別・圧縮・破碎分離・減容固化</td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>→ 中間処理業者へ委託、脱水・中和</td> </tr> </table>	燃え殻	→ 中間処理業者へ委託、造粒固化・リサイクル・破碎	ばいじん	→ 中間処理業者へ委託、造粒固化・リサイクル・破碎	木くず	→ 中間処理業者へ委託、焼却・破碎・圧縮	混廃	→ 中間処理業者へ委託、焼却・破碎・圧縮	廃油	→ 中間処理業者へ委託、蒸留	油ウエス	→ 中間処理業者へ委託、蒸留	廃プラスチック類	→ 中間処理業者へ委託、破碎・選別・圧縮・破碎分離・減容固化	金属くず	→ 中間処理業者へ委託、破碎・選別・圧縮・破碎分離・減容固化	汚泥	→ 中間処理業者へ委託、脱水・中和
燃え殻	→ 中間処理業者へ委託、造粒固化・リサイクル・破碎																		
ばいじん	→ 中間処理業者へ委託、造粒固化・リサイクル・破碎																		
木くず	→ 中間処理業者へ委託、焼却・破碎・圧縮																		
混廃	→ 中間処理業者へ委託、焼却・破碎・圧縮																		
廃油	→ 中間処理業者へ委託、蒸留																		
油ウエス	→ 中間処理業者へ委託、蒸留																		
廃プラスチック類	→ 中間処理業者へ委託、破碎・選別・圧縮・破碎分離・減容固化																		
金属くず	→ 中間処理業者へ委託、破碎・選別・圧縮・破碎分離・減容固化																		
汚泥	→ 中間処理業者へ委託、脱水・中和																		

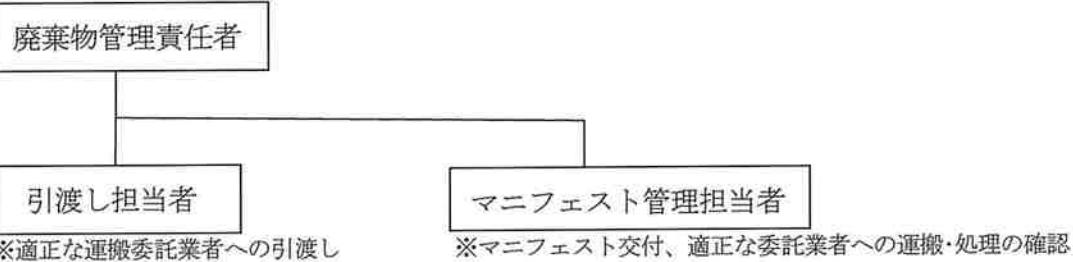
(日本工業規格 A列4番)



-6,6,-4

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（2023年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	※別紙のとおり	
① 現状		排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)				
• 試運転から2023年10月2日運転開始となり現在に至る。 発電電力量の動向によりばいじんの発生量は変動するが、効率的に運用を行うことにより発生量を最小限に抑制する。				
②計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類	※別紙のとおり	
		排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)				
• 昨年同様、発電電力量の動向によりばいじんの発生量は変動するが効率的に運用し発生量を最小限に抑制する管理を図る。 • 各種工事により発生する廃棄物の発生量は、本年初回となる定検や他工事の種類により発生量が変動するので適正な管理を図る。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	• 燃え殻、ばいじん、木くず、混廃、廃油、油ウエス、廃プラスチック、金属くず、汚泥の9種類に分別している。 • 保管場所を指定して、他の廃棄物の混入を防止。 • 定期見廻りを実施し管理。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	• 指定保管場所と分別の周知及び見廻りを徹底し、他の廃棄物の混入を防止。 • 定期見廻りを実施し、一層きめ細やかな管理を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		※別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t

(これまでに実施した取組)

- ・委託基準に従い産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。
- ・委託先処理業者には現地確認を行っている。
- ・優良認定業者優先、再生利用業者へ委託。

② 計画	【目標】 ※別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組) ・今後も優良認定業者優先、再生利用処理業者へ委託を推進する。 ・委託先処理業者の現地確認を行う。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。